ました。

が免除される制度が始まり

前後期間の国民年金保険料

出産された方が対象となり

平成31年2月1日以降に

の新しい保険証は、

9月中

日川です。

10月1日伙以降

険証の有効期限は、

9 月 30

年金係

7

0

国民健康保険だより

料が免除になります

平成31年4月から、

出産

保険証をお送りします 現在お使いの国民健康

10月1日火以降の新

い

→出産前後の国民年金保険

くるみるガイドツア

「大多摩ハムと福生の森を歩く」

ドイツ式 の伝統製法 を守り続け ている大多 摩ハムでエ 場見学と食 事をします。



▲大多摩ハム

午後は武蔵野の面影が今でも 残る「原ヶ谷戸どんぐり公園」 積極的に手を加えることに よって立派な雑木林へと再生し た「文化の森」の違いについて 学びます。

【日程】9月19日休※小雨決行 【行程】福生駅東□(集合)→大 多摩ハム→原ヶ谷戸どんぐり公

園→郷土資料室→文化の森→牛 浜駅 (解散)

【歩行距離】約3km

【集合場所】福生駅東口階段下 (午前 10 時から受付開始、10 時 15 分出発)

【定員】20人※応募多数の場合 は抽選。当選者にのみ電話でご 連絡します。

【費用】1,200円

【申込み】9月15日(1)までに福 生市観光案内所くるみる ふっ (本町 23) へ直接、または電 **(☎** 530 ⋅ 2341) で、 込みください(午前10時~午 後6時※毎週月曜定休日)。

問合せ 保険年金課

者は対象外です。

その扶養となっている配偶 なお、厚生年金加入者や、

保険

期間は、 康手帳など、出産予定日が 確認できるものを、市役所 ら届出ができます。母子健 産日が属する月の前月から 金係窓口へお持ちください。 4か月間です (単胎の場合)。 階5番保険年金課保険年 出産予定日の6か月前か 保険料が免除となる 出産予定日または出

認ください。

になります。 証を交付されている方は、 ※現在有効期限の短い保険 【問合せ】保険年金課保 今までどおり窓口での交付 険

年金係四551・1640

9月の納税のお知らせ

月 国民健康保険 税

簡易書留で郵送します。 旬に世帯主の方にまとめて 載内容に間違いがない 保険証が届きましたら、 人数分があるかをご確 【問合せ】 1 5 7 8 ·就職面接会 収

30分~3時) 時~4時(受付は午後0時 【場所】東京都立多摩職業能

町3-6-希望の方 【対象】多摩地域で就職を 33) ※予約不要

者と直接面接ができます。 書※複数の企業の人事担当 【参加企業】20社(予定) 【持ち物】面接希望数の履歴 面接会直前対策セミナー

場所 【日時】9月13日金午前10 東京都立多摩職 (午前9時30分開

梅含0428-2-91

6 3 ク青

ワ

職相談

ハローワー

能力開発センター

多摩、青梅線沿線地域産業 とセンター多摩費042・ クラスター協議会 【申込み】電話で東京しご 【定員】先着30人 【共催】東京しごとセンター

ています。

分~4

時30分※予約不

9月18日冰午後

職業相談・職業紹介を行っ

求人の検索や、

職員による

ハローワークで取り扱う

 \Box ワ ク青梅「若年者 ク青梅では、 203 (場所) ま 7 推進課産業活性化グル 要 【問合せ】

ローワー

日時)

もく

せ

11

会館2階

時 30

合同就職面接会.□青梅」

シティ

セ

ル

ス

納期限は9月30日月ですの 険料(第3期)の納期です。 (第3期)、 お忘れのないようご納 後期高齢者医療保 介護保険料

意ください。※納期を過ぎ 予定です。残高不足にご注 付ください。 口座振替は9月30日月 0

ると延滞金が課されます。 納課 7

50分~4時

〈企業との面接〉 30分~1時50分 〈参加企業挨拶〉

午後

1

地域就職面接会のお知らせ

2階(青梅市東青梅1― 【場所】青梅市福祉センタ

徒 177 1

-3※JR東青梅駅下車

【日時】9月13日途午後 1

対 象

おおむ

ね

39歳以

10 社

争

定

歩 5 分)

力開発センター (昭島市東 ジで、9月上旬ごろに掲載 ローワーク青梅ホームペー ※参加企業の情報は、 【参加企業】

業の人事担当者と直接面 希望数の履歴書※複数の 【持ち物】筆記用具、 面

ができます。 【問合せ】ハロ

日時 とした就職面接会を開催し 正社員就職を希望されるお 時30分~4時 おむね39歳以下の方を対象 時~3時) 生市等との共催により、 9 月 19 日 (受付は午後 1/4/午後

午後1

3 政府広報

2019年10月1日 消費税・地方消費税の税率は10%

なぜ、税率が 上がるんですか?

では高齢化が進み、社会保障の費 #え続けています。みんなが安心 る社会にするためには、安定した 継ぐとともに、全世代型へ転換 いく必要があります。そのために は10%への税率の引上げが必要です。





引上げ分は何に 使われるのですか?

引上げ分は、消費税・地方消費税とも 世代を対象とする社会保障の 充実と安定のために使われます。例え 援が必要な学生の高等教育(大 学など)の無償化、④介護職員の処遇 改善、⑤所得の低い高齢者の介護保 険料の軽減、⑥所得の低い年金受給 者への給付金の支給などです。



家計や景気への影響は

率引上げに伴う家計への負担を減 ため、飲食料品(お酒・外食を除 と新聞(定期購読契約、週2回以上 に係る税率を8%に据え置き ます(軽減税率制度)。

このほか、家計や景気への影響を緩和 するための各種対策を実施します。







知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。 地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様の身近な行政に生かされています。

政府広報 消費税

